宮城県職員採用試験(大学卒業程度・民間企業等職務経験者)の実施について

令和2年4月24日宫城県人事委員会

宮城県職員採用試験(大学卒業程度・民間企業等職務経験者)を次のとおり行います。

◎ 申込受付期間 7月31日(金)~ 8月21日(金)

◎ 第 1 次 試 験 9月20日(日)

1 試験の職種・採用予定人員・職務の概要・勤務先

試験の職	種 採用予定人員	職務の概要	勤務先
土オ	2 人程度	道路,河川,海岸等の事業に係る 計画,設計,積算,施工管理等及 びそれらに付随する事務全般に従 事します。	本庁又は地方機関(土木事 務所等)

(注)採用予定人員については、現時点での予定であり、今後変更になることがあります。

2 受 験 資 格

(1) 年齢·資格

試験の職種	受 験 資 格
土 木	次の(a)及び(b)の要件を全て満たす人 (a) 昭和36年4月2日以降に生まれた人 (b) 直近7年(平成25年8月1日から令和2年7月31日まで)中に5年以上,道路,河川,海岸,ダム,港湾等の土木工事の計画,設計,積算又は施工管理の職務経験を有する人

- (注)「計画,設計,積算又は施工管理」の経験とは,道路,橋梁,河川,海岸,ダム,砂防,急傾斜地, 港湾等の土木構造物の築造・改修工事についての経験が該当します。ただし,現場作業,土質調 査,測量,CAD業務,造園の植栽工事等の業務は含みません。
- (注)「職務経験」とは、会社員、自営業者、団体職員、公務員、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人の職員等として、週35時間以上の勤務を1年以上継続して勤務した経験(アルバイト、臨時職員は除く。)が該当します。
- (注) 勤務経験が複数の場合は「職務経験」として通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職歴に限ります。 なお、個々の継続した勤務経験が1年未満の場合は「職務経験」として通算できません。
- (注) 在職中に連続して3か月を超えて職務に従事していない期間(産前産後休暇を除く。) は、職務経験から除きます。
- (注) 最終合格発表後, 職務経験期間の確認のため, 職歴証明書等を提出していただきます。

- (2) 次のいずれかに該当する人は、(1)の要件を満たしても受験できません。
 - ・ 日本の国籍を有しない人
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・ 宮城県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成 し、又はこれに加入した人
 - ・ 現に宮城県職員である人(会計年度任用職員及び任期付職員を除く。)

3 試験の実施時期・試験種目・試験地

試験の実施時期		試験種目 試験地
試 着席時刻	8:30 9:10 12:45	教養試験 (択一式) 専門試験 (短答式)
第 二 次 10月24日(土)~25 試 験		適性検査 口述試験 人物試験

- (注) 第2次試験の詳細については、第1次試験合格者に書面でお知らせします。
- (注) 災害の発生等やむを得ない事情により試験日時, 試験場及び合格発表などを変更する場合には, 宮城県職員採用試験情報トップページ(https://www.pref.miyagi.jp/site/saiyou/)及びテレホンサービス((022)211-3701)でお知らせします。

4 試 験 内 容

活	、験 種 目	内 容		
第一次	教養試験 (択一式)	公務員として必要な一般的知識及び知能についての筆記試験 (題数75題 時間90分)		
試験	専門試験 (短答式)	土木職として必要な専門的知識,積算,技術等についての短答式による筆記試験 (時間90分)		
第一	適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査		
次計	口述試験	土木職として必要な専門的知識についての口述式による試験		
験	試 験 人物試験 公務員としての適格性についての人物面からの試験(個別面接)			
資	資格調査 受験資格の有無,受験申込書に記入された内容の真否等についての調査			

- ※ 筆記試験の出題は、日本語の活字印刷文により行い、解答も日本語でしていただきます。
- ※ 「専門試験 (短答式)」の試験問題例を宮城県職員採用試験情報トップページ (https://www.pref.miyagi.jp/site/saiyou/) に掲載しています。

5 試験の配点及び合格者の決定方法

(1) 配点

第1次試験			第2次試験			
教養試験 (択一式)	専門試験 (短答式)	計	口述試験	人物試験	計	総合得点
100	100	200	100	300	400	600

- ※ 第2次試験の適性検査については、適否のみ判定し、得点化しません。
- (2) 最終合格者は第1次試験,第2次試験の結果を総合して決定します。
- (3) 各試験種目の得点は、原則として標準点化します。標準点とは、平均点及び標準偏差等を用いて算出するもので、受験者の点数は、おおむね0点から100点(人物試験については300点)に分布し、平均点は50点(人物試験については150点)となります。ただし、試験種目ごとの受験者数によっては、標準点化しない場合もあります。
- (4) 各試験種目において、それぞれの合格基準に満たない種目がある場合は、他の成績にかかわらず不合格になります。

6 試験の出題分野

(1) 教 養 試 験 (択一式)

出 題 分 野 社会的関心と理解,言語的能力,論理的思考力

(2) 専門試験(短答式)

出 題 分 野 種算,水理学,土質,コンクリート,河川・砂防,道路・舗装,海岸・港湾,都市計画

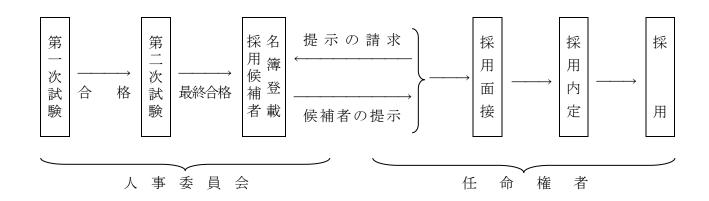
7 申 込 受 付 期 間·受 験 手 続 等

申込受付期間	令和2年7月31日(金)から8月21日(金)まで (持参する場合の受付時間は午前9時から午後5時まで(土曜日,日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く)とします。郵送で申し込む場合は令和2年8月21日までの消印のあるもので、令和2年9月9日(水)までに下記の申込先に届いたものに限り受け付けます。)		
受験申込書の請求先	受験申込書は、宮城県人事委員会事務局で配布します。 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 電話(022)211-3761 なお、郵送を希望する場合は、封筒の表に「民間企業等職務経験者試験申込書請求」と 朱書し、宛先を明記した返信用封筒(角形2号、140円切手貼付)を必ず同封してくだ さい。		
申込方法及び申込先	次の①から③の書類を封筒に入れ、封筒の表に「民間企業等職務経験者受験」と朱書して、下記宛てに「簡易書留郵便」等の確実な方法により郵送してください。なお、受験申込書は、郵便法(昭和22年法律第165号)上の信書に該当するため、郵送以外の方法で送ることはできません。 ①宮城県職員採用試験受験申込書(大学卒業程度・民間企業等職務経験者)・必ず所定の様式を使用してください。 ・写真は、申込前3か月以内に撮影した脱帽、正面向きで上半身を撮ったタテ4.5cm、		
	申込先 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県人事委員会事務局		
受験票の交 付	受験票は申込受付期間終了後に郵送しますが、 <u>令和2年9月8日(火)</u> までに届かない場合は、連絡してください。連絡先 宮城県人事委員会事務局 電話(022)211-3761		

※ 障害のある人で、試験当日に車椅子を使用するなど、受験に際して要望のある人は、申込時に宮城 県人事委員会事務局に連絡してください。

8 合格発表・採用手続等

合格発表	第1次	10月8日 (木)	合格者の受験番号を宮城県人事委員会事務局前に掲示します。 また、宮城県職員採用試験情報トップページに掲載するほか、		
	最 終	11月中旬	合格者に書面でお知らせします。		
採用候補者名簿 への登載		最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて提示され、そのうちから採用者が決定されます。したがって、採用候補者名簿に登載された人が全て採用されるとは限りません。なお、名簿の有効期間は、原則として1年です。			
職務経験期間の確認		確定申告書(自	,最終合格発表後に職務経験期間を確認するため,職歴証明書や 営業の場合)等を提出していただきます。 期間が確認できない場合には,採用されません。		
採 用 時 期 4月以降とた			作成される採用候補者名簿からの採用は、原則として令和3年 ます。ただし、採用者の状況等により、令和3年4月より前に があります。		



9 試験結果の開示

この試験の結果については、個人情報保護条例(平成8年宮城県条例第27号)により、口頭で開示を 請求することができます。(下表参照)

開示を希望する場合は、受験者本人が、受験票及び本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を持参の上、午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く)に、下表の開示場所に直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできません。

試	験	開示請求できる人	開示内容	開示受付期間	開示場所
第1	次試験	第1次試験不合格者	試験種目別の 得点,総合得点	合格発表の日	宮城県人事委員会事務局 (仙台市青葉区本町三丁目8-1
第2	次試験	第2次試験受験者	及び総合順位	から1か月間	(県庁17階))

10 給 与

(1) 給料は、採用前の職務経験に応じて決められます。その額は、地域手当(仙台市内勤務の場合)を含め、おおむね次のとおりです。(令和2年4月現在)

職務経験及び採用時年齢	給料(地域手当含む。)
大学卒業後,民間企業等の職務経験8年 (30歳の場合(例))	247,351円
大学卒業後,民間企業等の職務経験18年 (40歳の場合(例))	296,571円
大学卒業後,民間企業等の職務経験28年 (50歳の場合(例))	366,481円

- ※ 「給料(地域手当含む。)」に記載しているそれぞれの額は、条件を仮定して算出した一例であり、 個人ごとに異なる場合があります。
- (2) (1)のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当(年間約4.5か月分)等がそれぞれの要件により支給されます。